

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2993号)

令和5年5月24日

横 情 審 答 申 第 2993 号
令 和 5 年 5 月 24 日

横浜市長 山 中 竹 春 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 藤 原 静 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

令和3年8月3日瀬生第504号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」の一部開
示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が令和3年4月1日付で行った「特定年月日に立入した薬事施設に関する相談受付・整理票」（以下「本件審査請求文書」という。）の一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件審査請求文書については、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。横浜市の保有する情報の公開に関する条例の一部を改正する条例（令和4年12月横浜市条例第41号。以下「一部改正条例」という。）による改正前のもの。以下「旧条例」という。）第7条第2項第2号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は次のように要約される。

- (1) 相談者氏名、薬局対応者、処方せん発行医師・病院名・住所、患者氏名・生年月日・性別及び処方せんに記載された薬剤師名（以下「薬剤師名」という。）は、個人に関する情報であって、公にすることにより特定の個人が識別されることから本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。
- (2) 処方せんに記載された医薬品名及び規格並びに実際に調剤された医薬品名及び規格は、特定の個人を識別することはできないが、患者が服用中の医薬品に係る情報で病名の特定が可能であり、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあることから本号本文後段に該当し、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しないため、非開示とした。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、相談者氏名、薬局対応者及び薬剤師名の開示を求める。
- (2) 相談者氏名は、実施機関の薬事監視員が請求人への架電により明らかにしており、開示を拒む事由はない。この架電での聴取を録取しており、もはや隠し立てが出来ない状況である。
- (3) 薬局対応者は、法に基づき実施した立入検査の真正性を担保する観点から明示が必要である。対応者が薬剤師の場合、個人情報保護法より優先して、氏名を開示している。
- (4) 薬局によっては、薬剤師でない従業員が調剤作業、監査を行い摘発が相次いでおり、現に薬剤師が調剤業務を行ったのか立入検査での確認はその意味もある。したがって、薬剤師名の開示は拒めない。厚生労働省では、不正の横行に対し、薬剤師名簿登録者の公表を行っており、開示を拒んだ事由に横浜市条例が、横浜市の地域固有の特例を優先させるのであれば、その根拠の明示が必要である。
- (5) 特定年月日の立入検査は、当該薬局の管理者が自ら実施機関に立入検査を要請し、実施機関は、自主的に現地に赴き施行した経緯があり、検査の真正性が問われるものである。
- (6) 調剤室に向かう途中の階段ステップに薬剤梱包ダンボールの積み上げ、調剤室前の調剤薬の不法な陳列、待合所と開設許可を申請した構造図において、患者待機の為の椅子等の設置があったかどうか、実施機関の立入検査をした薬事監視員への確認が必要な所である。

5 審査会の判断

(1) 答申に当たっての適用条例について

一部改正条例が令和5年4月1日に施行されたが、本件審査請求は旧条例に基づきなされた処分に対するものであるため、当審査会は、一部改正条例附則第2項の規定により、旧条例の規定に基づき審議することとする。

(2) 薬事施設に関する報告の徴収及び立入検査に係る事務について

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第69条第2項では、同法第5条等に基づく命令を遵守しているかを確かめるために必要があると認めるときは、保健所を設置する市の市長は、薬局開設者に必要な報告をさせ、又はその職員に薬局への立入検査若しくは従業員その他の関係者への質問をさせることができること等が規定されている。

横浜市においては、これらの権限は、横浜市保健所長委任規則（平成19年3月

横浜市規則第31号) 第18項第11号の規定により、横浜市保健所長に委任されている。また、横浜市保健所及び福祉保健センター条例(平成13年9月横浜市条例第38号) 第3条の規定により、横浜市保健所には支所である福祉保健センターが設置されており、瀬谷区の区域における当該権限に係る事務は、横浜市瀬谷福祉保健センターが分掌している。

(3) 本件審査請求文書について

本件審査請求文書は、横浜市瀬谷福祉保健センター生活衛生課(以下「生活衛生課」という。)が特定年月日に実施した特定法人特定薬局への事情聴取及び立入検査(以下「立入検査等」という。)に係る相談受付・整理票である。

相談受付・整理票には、立入検査等の契機となった相談に係る相談者氏名、相談内容、生活衛生課の対処方針、立入検査等に係る薬局対応者の氏名、調査内容等が記載されているほか、相談に係る調剤に関する処方せんの内容、発行医師名、薬剤師名等が記載された別紙が添付されている。

実施機関は、本件審査請求文書のうち、相談者氏名、薬局対応者の氏名、処方せんに記載された医薬品名及び規格、処方せん発行医師・病院名・住所、患者氏名・生年月日・性別、薬剤師名並びに実際に調剤された医薬品名及び規格を旧条例第7条第2項第2号本文に該当するとして非開示としている。

審査請求人は、審査請求書において相談者氏名、薬局対応者の氏名及び薬剤師名のみの開示を求めているので、これらの情報について、以下検討する。

(4) 旧条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 旧条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」について、開示しないことができることを規定している。

もっとも、同号ただし書では、「ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ウ 当該個人が公務員等・・・である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」については、開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ 相談者氏名は生活衛生課に相談をした個人の氏名、薬局対応者の氏名は生活

衛生課の立入検査等に対応した特定法人特定薬局の従業員の氏名、薬剤師名は当該処方せんに医薬品を調剤した者として記載された薬剤師の氏名であるから、それぞれ本号本文に該当し、本号ただし書アからウまでに該当しない。

ウ なお、審査請求人は、相談者氏名は、実施機関の薬事監視員が請求人への架電により明らかにしており、開示を拒む事由はない等と主張するが、開示請求権は何人に対しても等しく認められるものであり、開示請求者の個別的事情によって開示決定等の結論に影響を及ぼすものではない。

(5) 審査請求人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(6) 結論

以上のとおり、実施機関が、本件審査請求文書を旧条例第7条第2項第2号に該当するとして一部開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 3 年 8 月 3 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 3 年 9 月 9 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 3 年 9 月 16 日 (第273回第三部会) 令和 3 年 9 月 22 日 (第405回第二部会) 令和 3 年 9 月 28 日 (第353回第一部会)	・ 諮問の報告
令和 5 年 2 月 22 日 (第432回第二部会)	・ 審議
令和 5 年 3 月 8 日 (第433回第二部会)	・ 審議
令和 5 年 3 月 22 日 (第434回第二部会)	・ 審議
令和 5 年 4 月 12 日 (第435回第二部会)	・ 審議